覚　　書

第１　青森県警察本部長と青森県歯科医師会長は、法歯学的検視及び身元確認に関して本覚書を締結する。

第２　青森県警察本部長は、上記業務に関し、大規模事故・事件、災害の発生時における多数死体の検視及び身元確認の必要が生じた場合には、青森県歯科医師会長に対して「事故災害発生時における警察への協力要領」により、青森県歯科医師会員（以下「会員」という。）の協力を要請することができるものとし、検視及び身元確認については、警察部内の規定により処理するものとする。

第３　青森県警察本部長から第２前段による要請があった場合は、青森県歯科医師会長は法歯学的援助をするため、会員に協力を求めるものとする。

第４　大規模事故・事件、災害の発生時における対応について、本覚書及び「事故災害発生時における警察への協力要領」に規定のない事項については、青森県警察本部長と青森県歯科医師会長が協議して定めるものとする。

第５　本覚書の業務遂行に関する費用、補償等については、青森県警察本部長が青森県歯科医師会長と協議し、誠意を持って処理するものとする。

第６　本覚書は、青森県警察本部長及び青森県歯科医師会長が各一通所持するものとする。

平成７年 10 月 24 日

青森県警察本部

本 部 長　山　浦　耕　志

青森県歯科医師会

会　　長　清　藤　勇　也